

令和6年度 北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園 外壁等改修工事設計業務委託

金抜設計書

業 務 番 号 2024080000

業 務 名 令和6年度 北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園 外壁等改修工事設計業務委託

履 行 場 所 加東市下滝野1283番地1

わかあゆ園

[illegible]

番 号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
		令和6年度 北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園 外壁等改修工事設計業務委託					
1	外壁調査業務	外壁打診調査	1.0	式			
2	設計業務	屋上防水改修工事	1.0	式			
3	設計業務	外壁改修工事	1.0	式			
	計						
	改 計						
4	諸経費		1.0	式			
5	技術料等経費		1.0	式			
	計						
	改 計						
	委託価格						
	消費税相当額	10.0%					
	委託費						

番 号	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
1	外壁調査業務						
1)	調査業務	打診調査は、エントランス上部・東側車庫部は高所作業車を使用、その他の部分は脚立足場を用い調査を行う。					
	外壁面事前調査	打診調査、マーキング、計測、 報告書作成業務共	630.0	m2			
	調査業務 計						
2)	仮設工						
	脚立足場	存置期間1ヶ月 (150m × 幅1m)	150.0	m2			
	仮囲い	カラーコーンバリケード	150.0	m			
	高所作業車	トラック架装リフト 作業床高12m	1.0	台・日			
	仮設工 計						
	計						

令和 6 年度

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園

外壁等改修工事設計業務委託

特記仕様書

わかあゆ園

特記仕様書

- 1 業務番号 2024080000
- 2 委託名称 令和6年度 北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園
外壁等改修工事設計業務委託
- 3 委託場所 住 所 : 加東市下滝野 1283 番地 1
- 4 対象建物 名 称 : 北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園
主用途 : 児童福祉施設
構 造 : 鉄筋コンクリート造 地下1階付1階建
延床面積 1,342.50 m²
- 5 現 状 平成7年5月に竣工して以来29年経過している。これまで大規模な改修工事が行われておらず、屋上防水や外壁タイル等の劣化が顕著である。
- 6 委託内容 (1)次に掲げる実施設計業務
外壁改修工事（外壁打診調査業務共）
屋上防水改修工事
(2)内容変更に伴う設計図書の修正及び積算変更業務

（適用範囲）

- 第1条 本特記仕様書は、建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいうものとし、以下「設計業務」という。）の委託に適用する。
- 2 わかあゆ園が発注する「令和6年度 北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園 外壁等改修工事設計業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。
- 本業務の履行にあたっては、この特記仕様書に基づき実施する。

（目的）

- 第2条 児童福祉施設 北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園の安全で適切な維持管理を行い、長寿命的に使用するために本業務を実施する。

（履行期間）

- 第3条 本業務の履行期間は、次の通り。
- 契約締結日の翌日から令和6年12月27日までとする。
- なお、令和6年11月29日までに工事の概算費用は予算用として提出すること。

（現地調査及び交通安全対策）

- 第4条 受託者は、設計業務着手前に外壁打診調査等を行う場合は、わかあゆ園利用者等及び一般車両を優先し、通行に注意すること。また、必要に応じて

現場周辺に、誘導看板の設置及び安全対策の表示を行うこと。作業員及び調査員の車両については、指定の位置に駐車し、無断で付近の道路や空き地に駐車しないように注意すること。指定の位置については委託者と十分に協議し決定すること。

(設計業務の実施)

- 第5条 設計業務を実施するに当たり、発注者が計画している事業費及び延べ面積等を遵守し、設計条件に基づいて実施する。
- 2 業務の実施に当たっては、発注者と十分な連絡を保ち、基本方針については発注者の指示及び承諾を受ける。
 - 3 業務の実施に当たっては、建築基準法その他関係法令及びその他これに基づく条例規則等の規定を遵守する。特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修及び制定の基準（最新版）を基本とする。
 - 4 設計業務で協力事務所を使用する場合は、発注者と協議し承諾を受ける。
 - 5 業務に関して疑義の生じた場合は、速やかに発注者と協議する。

(設計業務の範囲)

- 第6条 設計業務は、国土交通省告示第98号別添一第1項（設計に関する標準業務）に掲げる基本設計及び実施設計とする。
- 2 本業務開始後、設計業務の内容に変更又は追加等が発生した場合において、受託者は、監督員の指示により変更又は追加等の業務を履行する。
 - 3 前項の変更又は追加等に伴う契約金額の変更は、原則として行わない。但し、著しく金額が変更する場合はこの限りでない。

【設計業務】

- (1) 本業務に係る標準仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」による。
- (2) 積算業務は、監督員の承諾を受けた設計図書及び適用基準等によって行う。
- (3) 設計に係る成果図書は、基本設計図書及び実施設計図書一式のほか、実施に係る申請関係書類全て含むものとする。
- (4) 内訳書については、指定の様式による。内容は「表紙・内訳・各工事大項目内訳・各工事小項目内訳・代価表・数量計算書・単価決定根拠表・見積書・カタログ」により構成するものとする。
- (5) 成果品は下記のとおり、提出する。

ア 図面（CADデータ及びA3版白焼図面）	1部
イ 内訳書	1部
ウ 関係資料集	一式
エ 見積り書（3社以上）	一式
オ その他発生した資料	一式

- カ 監督員が指示するもの・・・・・・・・・・・・・・一式
キ 電子データ(CDR 内訳 エクセル、CAD データ)・・・・・・・・一式
※図面電子データは、JWW、PDFとDXFの3形式とする。

それ以外の形式については、変換ソフト等を使用し、JWW形式に変換すること。特に他の形式からJWW形式に変換した場合は、線種、文字等をよく確認すること。

＜委託者が提供できる資料＞

- ア わかあゆ園改築工事竣工図（青焼図面）
イ わかあゆ園確認申請書（建築物）
ウ その他必要な書類は要相談の上貸し出し可能

（管理技術者等の資格要件等）

第7条 管理技術者及び照査技術者については、建築士法(昭和25年法律第202号)に定める一級建築士とする(各技術者の兼務不可)。設計業務については、施設の目的を十分把握した上で設計業務を行う。

（その他）

- 第8条 受託者は、業務において関係法令、その他関係基準書、指針等を遵守し綿密な調査をする。
- 2 受託者は、本業務において打ち合わせを行った場合は、協議記録書を作成し、その都度両者（委託者、受託者）確認の上、各々1部以上保持する。
なお、記録簿の作成は受託者が行うものとする。
 - 3 委託者は、成果品に契約不適合があるときは、受託者に対しその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとする。
 - 4 受託者は、委託者の検査を受け合格し成果品を納入したとしても、契約不適合が発見された場合は、修補及び損害賠償を免れないものとする。
 - 5 受託者は、成果品を委託者の許可なしに他のいかなる者に対して、公開、閲覧、複写、貸出、譲渡してはならない。
 - 6 その他必要とする事項については、委託者、受託者双方で協議のうえ決定するものとする。

以上

監督員

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園（0795-48-3074）